

ひろがれ人権ネットワーク
人権啓発紙
隣保館だより
2026 Vol.534

ホームページURL
<https://www.city.miki.lg.jp/site/sou/gourinpokan/>



人権学習「町の石ひ」フィールドワークの様子。今からおよそ140年前、隣村から水路を引く難工事を完成させ、新田開発に力を尽くした先人の遺徳を讃える頌徳碑（しょとうくひ）の前で、地域の指導者から話を聞く志染小学校の児童たち。

- 次ページ 「人権の小窓」(285)
「変容する部落差別－教育はどう向き合うのか」
なぜ、「人」よりも「土地」に対して強く忌避意識が立ち現れるのか
大阪公立大学 経営学研究院 都市経営研究科 教授 阿久澤麻理子
- 高ページ ・2月隣保館カレンダー・人権啓発映像教材紹介
・専門相談(ネット上の誹謗中傷等でお悩みの方)
・フラワーアレンジメント教室募集案内

人権の小窓(285)

変容する部落差別—教育はどう向き合うのか

なぜ、「人」よりも「土地」に対して強く忌避意識が立ち現れるのか

阿久澤麻理子

近年、各地の人権意識調査の集計結果を見ると、部落出身者との「結婚」を避けようとする意識よりも、「住宅」の選択において、部落の土地を避けようとする意識のほうが、より強く立ち現れることが多い。「結婚差別は、あってはならないことだ」と考える人が圧倒的に多いのに、「住宅の購入にあたって、その土地が部落かどうかを調べること」や、「条件にあう物件が見つかっているのに、部落にある、という理由で賃貸・購入を見送ることが差別だと思う」と回答する人は、かなり少なくなってしまうのだ。「人」に対する差別には敏感に反応するのに、「土地」に対しては、その感度が鈍る。それはなぜかと考え続けてきた。

このことに、一つの答えをえてくれたのは、約10年前の、大阪府堺市の人権意識調査(2015)だった。この調査でも、同じく「結婚」と「住宅の選択」における態度を聞いているのだが「人」と「土地」では、「避ける」「避けない」の割合が逆転していた。具体的には、「子どもの結婚相手が同和地区の人であった場合、親としてどのような態度をとるのか」と聞いたところ、「賛成」は約4割、「反対」は約2割であったのに、住宅を選ぶ際に「同和地区を避ける」「(同和地区も同じ小中学校区も避ける)と「同和地区は避けるが、同じ小中学校区は避けない」という回答を合算)は約4割、「いずれにあってもこだわらない」が約2割となった(n=1293)。

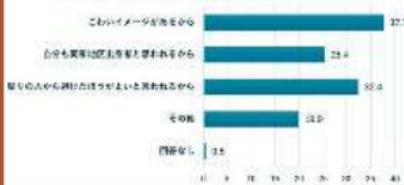
さらにこの調査では、住宅の選択において、同和地区的物件を「避ける」と答えた約4割(n=547)の者に対して、その理由を聞いていた。4つの選択肢から選ぶよう求めたところ(複数回答方式)、「こわいイメージがあるから」(=偏見)、「周りから避けたほうがいいと言われるから」(=世間同調意識)の2つがそれぞれ3割を越えており、統いて「自分も同和地区出身者と思われるから」(=見なされる差別)の回避)が2割を越え、「その他」が2割弱となった。「その他」を選んだ者

阿久澤麻理子（あくざわまりこ）

大阪公立大学都市経営研究科
教員。社会学・教育学・国際人権の学際的視点から「変容する現代社会の部落差別」および「普遍的人権の基準が市民社会に理解されるために人権教育が果たす役割」を研究。
1998年より姫路工業大学（2004より兵庫県立大学）、2011年より大阪市立大学、2022年より大阪公立大学教員。「差別する人の研究 変容する部落差別と現代のレイシズム」（2003年、旬報社）、「デジタル時代の部落差別と『アウティング』—『全国部落調査』裁判を通して考える」（『現代思想』2025年5月号）など。



同和地区を避ける理由 (複数回答n = 547)



には、続けて自由回答欄に具体的な理由を書くよう求めたところ、なんと、最もまとまっていたのは「不動産の資産価値」に関する書き込みだった(値上がりが期待できないとか、売却に影響がある、など)。

「現代の部落差別は、近世封建時代の身分制度に由来する」と学校では教えてきたが、土地の値上がりや採算性など、封建時代には何のかかわりもないことだ(そもそも、市民が自由に土地を売買できるようになるの

は、近代以降のことである）。これらは、封建時代の人がきけば驚くような理由であって、これこそ、現代社会において、差別が作り替えられていくことの現れである。

そして堺市の調査は、なぜ「人」よりも「土地」に対する忌避意識がより強くなるのかについても、一定の理由を示してくれている。それは、「偏見」や「世間同調意識」は、「人」にも、「土地」にも発動されるが、「(そこに住むことで)部落出身者と見なされるかもしれない」とか、「不動産の値上がりが期待できない」といった心理は、「土地」に対してのみ生じる。つまり、「偏見」「世間同調意識」に、これらが上積みされることによって、「土地」に対する忌避意識が、より強く立ち現れるものと考えられる。

ところで、このような話を人権研修の場ですると、「部落出身者だと見なされたくないから、部落の土地に住むことを避けるのは、差別とはいえないと思う」という意見が、参加者から時に提起される。「見なされたくない」というのは、言い換えれば、「その人になりたくない」ということであるから、それは差別だと思うのだが、しかし、「自分はちがう（出身者ではない）のだから、ちがうものはちがう、と言って何が悪い」と、反論され、話が平行線をたどったこともある。みなさんなら、こうした意見に、どう自分の考えを返すかと、考えてみてほしい。

人権教育が効いていない? 一差別は個人の言葉や態度だけ の問題ではない

では、こうした状況に、人権教育は、どう向き合うべきなのだろうか。実は、各地の人権意識調査では、「人」に対する忌避意識の低減には、学校教育との関係が確認できるのに対し、「土地」に対する忌避意識には、それが見られない（例えば、姫路市2021；大分県2023；京都府2024）。学校で人権・同和教育を受

けた経験が「ある」者は「ない」者に比べて、結婚差別を「しない」という態度をはっきりと示すのだが、「土地」に対してはそのような関係は全く見られないのだ！

これは学校の人権教育が、「人に対して、差別をしてはいけない」という対人的な態度を子どもたちにはしっかりと教えてはいても、差別が社会システムの中に組み込まれているような問題（部落の地価の問題などは、差別が不動産市場という社会システムに組み込まれた問題だといえる）には、十分にアプローチできていない、ということを示している。差別は個人の言葉や態度だけの問題ではなく、もっと社会のシステムの問題でもあることを教える必要があるのではないかだろうか。そうでなければ、学習者の側も、不動産市場に組み込まれた差別の問題などは、「自分の直接の行為ではないから、自分には関係がない」とか、「自分は差別者ではない」と考えてしまうことになるからだ。

この「土地」をめぐる問題は、2025年6月に公表された、「人権教育・啓発基本計画（第二次）」にも盛り込まれた（第5章「人権教育・啓発の推進」2各人権課題に対する取組（2）各人権課題に対する取組　オ　部落差別）。不動産業界に対する教育・啓発の必要性として示されたものであるが、不動産業界に対して、部落の所在地情報を求めるのは、顧客である市民でもあるのだから、これは学校教育・市民啓発の課題として、取り組まねばならないだろう。

加えて、2016年12月に施行された部落差別解消推進法は、現在、中学校の公民教科書にも載るようになった。学校は、部落問題を歴史だけでなく、「現代の問題として」教える責任を課せられたことになる。人権意識調査から見える「今」の課題を、ぜひ、学校でどう教えていくのか、いっしょに考えていきたいと思う。

（大阪公立大学 経営学研究院 都市経営研究科
阿久澤麻理子）

2月 隣保館カレンダー FEBRUARY

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 経営・職業相談 10:00~	4	5	6 経営・職業相談 10:00~ 人権相談 13:00~ (緑が丘公民館)	7
8	9 エアロビクス講座 14:30~	10 経営・職業相談 10:00~	11 建国記念の日	12 手芸サークル 13:00~	13	14
15	16	17	18	19 人権相談 13:00~ (三木市役所)	20	21 国際母語デー 茶道教室 9:00~ 書を楽しむきらきら教室 13:00~
22	23 天皇誕生日	24	25	26	27 フラワー アレンジメント教室 18:30~	28

New!

令和7年度人権啓発映像教材

「見上げれば」

社会における引きこもりと人権
～誰もが支え合える社会の実現を目指して～

『企画図』



(出演) 日野友輔 中山 泰
中山脩吾 海 斗 柴田理恵ほか 兵庫県・兵庫県人権啓発映像制作(34分)

自治会での住民学習をはじめ、学校・職場等の人権学習・研修会等をご活用ください。本DVDは三木市立総合隣保館で借りることができます。

隣保館では、兵庫県の過去の人権啓発映像教材をはじめ、様々なDVD・紙芝居、図書等を関係機関、または市民の皆様に貸出しています。

募集中!

フラワー アレンジメント教室 「おひなさま」

日 時 令和8年2月27日(金) 18:30~

場 所 三木市立総合隣保館

参加費 3,500円

持ち物 さみ、直徑15cmくらいの円形の器か籠

講 師 田中真紀さん

締め切り 令和8年2月20日(金)

連絡先 Tel 0794-82-8388 総合隣保館 楠田まで

専門相談(職員・弁護士)

ネット上の説明中傷等でお悩みの方

詳しくは、県相談窓口まで



人権啓発紙「隣保館だより」2月号

令和8年2月1日発行

三木市市民生活部人権推進課 編集

〒673-0501 三木市志染町吉田823

三木市立総合隣保館

TEL 0794-82-8388 FAX 0794-82-8658

E-mail:jinken@city.miki.lg.jp